

令和8年2月20日招集

# 第1回狭山市議会定例会議案

| 目 次     |   |     |
|---------|---|-----|
| 議案番号    | 件 名   | ページ |
| 第 1 号   | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和 7 年度狭山市一般会計補正予算 (第 6 号))                       | 4   |
| 第 2 号   | 狭山市教育委員会委員の任命について   | 6   |
| 第 3 号   | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて   | 8   |
| 第 4 号   | 狭山市印鑑条例の一部を改正する条例   | 1 0 |
| 第 5 号   | 狭山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例<br>の一部を改正する条例                              | 1 2 |
| 第 6 号   | 狭山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例<br>の一部を改正する条例                              | 1 7 |
| 第 7 号   | 狭山市事務手数料条例の一部を改正する条例  | 1 9 |
| 第 8 号   | 狭山市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条<br>例                                       | 2 0 |
| 第 9 号   | 狭山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め<br>る条例の一部を改正する条例                           | 2 1 |
| 第 1 0 号 | 狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  | 2 2 |
| 第 1 1 号 | 狭山市中小企業融資条例の一部を改正する条例   | 2 6 |
| 第 1 2 号 | 狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例  | 2 7 |
| 第 1 3 号 | 狭山市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の<br>一部を改正する条例                               | 2 9 |
| 第 1 4 号 | 狭山市水道事業給水条例の一部を改正する条例   | 3 2 |
| 第 1 5 号 | 狭山市下水道条例の一部を改正する条例  | 3 5 |
| 第 1 6 号 | 令和 7 年度狭山市一般会計補正予算 (第 7 号)  | 3 6 |
| 第 1 7 号 | 令和 7 年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)  | 3 7 |
| 第 1 8 号 | 令和 7 年度狭山市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)  | 3 8 |
| 第 1 9 号 | 令和 7 年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)                                       | 3 9 |
| 第 2 0 号 | 令和 8 年度狭山市一般会計予算  | 4 0 |
| 第 2 1 号 | 令和 8 年度狭山市国民健康保険特別会計予算  | 4 1 |
| 第 2 2 号 | 令和 8 年度狭山市介護保険特別会計予算  | 4 2 |
| 第 2 3 号 | 令和 8 年度狭山市後期高齢者医療特別会計予算   | 4 3 |
| 第 2 4 号 | 令和 8 年度狭山市水道事業会計予算  | 4 4 |
| 第 2 5 号 | 令和 8 年度狭山市下水道事業会計予算   | 4 5 |
| 第 2 6 号 | 西武鉄道新宿線入曽駅における東西自由通路等の整備及び橋上<br>駅舎化に伴う鉄道施設の改良工事に関する施行協定の変更協定<br>の締結について | 4 6 |

|         |             |     |
|---------|-------------|-----|
| 第 2 7 号 | 市道路線の認定について | 4 7 |
| 第 2 8 号 | 市道路線の認定について | 4 8 |

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度狭山市一般会計補正予算（第 6 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年度狭山市一般会計補正予算（第6号）

補正予算別冊のとおり

令和8年1月20日

狭山市長 小谷野 剛

## 令和7年度狭山市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度狭山市一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,976千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,146,928千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正  
歳入

| 款       | 項      |
|---------|--------|
| 17 県支出金 |        |
|         | 3 県委託金 |
| 歳入      | 合計     |

(単位：千円)

| 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|------------|--------|------------|
| 4,440,107  | 70,976 | 4,511,083  |
| 407,625    | 70,976 | 478,601    |
| 59,075,952 | 70,976 | 59,146,928 |

歳出

| 款     | 項     |
|-------|-------|
| 2 総務費 |       |
|       | 4 選挙費 |
| 歳出    | 合計    |

(単位：千円)

| 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|------------|--------|------------|
| 9,314,405  | 70,976 | 9,385,381  |
| 127,811    | 70,976 | 198,787    |
| 59,075,952 | 70,976 | 59,146,928 |

議案第 2 号

狭山市教育委員会委員の任命について

下記の者を狭山市教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 (略)  
氏 名 野 村 和  
生年月日 (略)

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

教育委員会委員宮崎英子氏より令和 7 年 1 2 月 3 1 日をもって辞職したい旨の申し出があり、これに同意したことに伴い、同氏の後任者として野村和氏を任命することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 (略)  
氏 名 千 葉 收  
生年月日 (略)

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

人権擁護委員千葉收氏は、令和 8 年 6 月 3 0 日をもって任期満了となるが、同氏を再推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

## 議案第4号

### 狭山市印鑑条例の一部を改正する条例

狭山市印鑑条例（昭和50年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「交付」を「交付申請等」に改め、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、「多機能端末機（当市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する」及び「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を削り、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に、「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用して必要な事項を入力することにより」を「を使用し、多機能端末機（当市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により」に改め、「交付を」の次に「市長に」を加え、同項を同条第6項とし、同条第2項中「前項の」を「前2項の規定による」に、「印鑑登録証及び」を「当該申請に係る事項及び印鑑登録証（前項の規定による申請にあつては、個人番号カード。以下この項において同じ。）と」に、「と照合し」を「とを照合し」に、「うえ」を「上」に、「返付しなければならない」を「返付するものとする」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の2項を加える。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、登録者は、狭山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年条例第14号）第3条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を自ら使用し、印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

5 市長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る事項と印鑑登録原票の登録事項とを照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。

第14条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を提示し、印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第3項の改正規定（「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める部分に限る。）は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 狭山市事務手数料条例（昭和51年条例第1号）の一部を次のように改正する。  
別表17の項中「第14条第2項及び第3項」を「第14条第3項、第5項及び第6項」に改める。

令和8年2月20日提出

狭山市長 小谷野 剛

#### 提案理由

市民の利便性の向上を図るため、印鑑登録証明書の交付申請等に係る規定を改めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 議案第5号

狭山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

狭山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

狭山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条第2号中「 条例」を「 条例（狭山市議会委員会条例（昭和42年条例第13号）を除く。）」に改め、「（昭和22年法律第67号）」の次に「第15条第1項に規定する規則、同法」を加え、「規程及び」を「規則その他の規程、議会の規程、」に、「を含む」を「その他の規程をいう」に改め、同条第3号中「の機関」を「の機関等」に、「又はこれに置かれる機関」を「、議会若しくは水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長又はこれらに置かれる機関、これらの機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの及び市が設置する公の施設を管理する地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者」に改め、同条第4号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第7号から第10号までの規定中「機関」を「機関等」に改める。

第3条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「市の執行機関が」を「規則で」に改め、「により、」の次に「規則で定める」を加え、「機関の」を「機関等の」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「いう。）を使用して行わせる」を「いう。以下同じ。）を使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を

加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に、「機関」を「機関等」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「申請等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の」を加え、「市の執行機関が」を「規則で」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料その他の収入金の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料その他の収入金の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」

に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「市の執行機関が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「市の執行機関が」を「規則で」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「市の執行機関が」を「規則で」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「市の執行機関が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削る。

第9条中「市の執行機関が」を「規則で」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」

に改め、同条中「少なくとも毎年度1回、市の機関が」を削り、「使用して行わせ、又は」を「使用方法により」に、「申請等」を「市の機関等に係る申請等」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出し中「市の」を削り、同条第1項中「機関」を「機関等」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政」に改め、「、情報化の進展状況等を勘案し」を削り、同条第2項中「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術の活用」に改め、同条第3項中「機関」を「機関等」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政」に改め、同条を第9条とする。

第6条の次に次の2条を加える。

(適用除外)

第7条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの 第3条から前条までの規定

(2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項又は第4条第1項の規定により行うことが規定されているものを除く。) 第3条及び第4条の規定

(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第5条第1項又は前条第1項の規定により行うことが規定されているものを除く。)

第5条及び前条の規定

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当

該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月20日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

市の機関等に係る手続等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 議案第6号

狭山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 狭山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表給料月額欄中「392,000円」を「405,000円」に、「440,000円」を「455,000円」に、「492,000円」を「508,000円」に、「555,000円」を「574,000円」に、「634,000円」を「655,000円」に、「740,000円」を「765,000円」に改める。

第8条第1項の表給料月額欄中「192,000円」を「200,300円」に、「219,500円」を「227,800円」に、「260,000円」を「269,500円」に、「279,700円」を「290,100円」に、「320,600円」を「331,900円」に改める。

第10条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第2条 狭山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

国の一般職の任期付職員の給与改定の状況に鑑み、一般職の任期付職員の給料の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。

## 議案第 7 号

### 狭山市事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市事務手数料条例（昭和 5 1 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（郵便等による送付に要する費用）

第 3 条の 2 郵便等による謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求める者は、第 2 条に規定する手数料のほか、送付に要する費用を負担するものとする。

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による申請をするとき、及び狭山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成 1 8 年条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用することによる申請をする場合であつて郵便等により送付を受けるときについては、適用しない。

別表 1 の項中「（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

狭山市長 小谷野 剛

### 提案理由

郵便等による謄本、抄本、証明書その他の書類の送付に要する費用に係る規定を設けるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 議案第 8 号

### 狭山市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

狭山市立保育所条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 項の表の次に 1 表を加える改正規定のうち別表第 6 項の表 B 階層の項中「60 円」を「100 円」に改め、同表 D 階層の項を削り、同表 E 階層の項中「E 階層」を「D 階層」に、「150 円」を「100 円」に改める。

別表備考第 1 項を改め、同表備考中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に 2 項を加える改正規定のうち同表備考第 2 項中「及び「B 階層」はそれぞれ」を「は」に、「及び「B 階層」をいい」を「をいい、「B 階層」は同表に規定する「B 階層」及び「C 階層」のうち「C 1」から「C 6」までをいい」に改め、「いい、「D 階層」は同表に規定する「C 階層」のうち「C 1」から「C 6」までを」を削り、同表備考第 3 項中「E 階層」を「D 階層」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

狭山市長 小谷野 剛

#### 提案理由

乳児等通園支援事業の保育料に係る規定を改めたいので、この案を提出するものである。

## 議案第 9 号

狭山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

狭山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 10 条の見出し及び同条第 1 項並びに第 13 条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 16 条第 6 号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「並びに」を「その他の」に改める。

第 18 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 20 条第 3 項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定による確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第 26 条後段を削る。

第 27 条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をした  
いので、この案を提出するものである。

## 議案第10号

### 狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険税条例（昭和29年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「及び資産割額」及び「及び世帯別平等割額」を削り、同項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の6.79」を「100分の8.10」に改め、同条第2項中「100分の2.72」を「100分の2.74」に改める。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第5条第1項中「2万2,700円」を「4万9,300円」に改め、同条第2項中「1万5,900円」を「1万6,600円」に改める。

第5条の2を次のように改める。

#### 第5条の2 削除

第6条中「100分の2.36」を「100分の2.35」に改める。

第7条中「1万7,100円」を「1万6,700円」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第7条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,500円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第7条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第19条第1項各号列記以外の部分中「及びイ」を削り、「65万円」を「66万円」に、「ウ」を「イ」に、「24万円」を「26万円」に、「並びに」を「及び」に、「エ」を「ウ」に改め、同項第1号ア中「1万5,890円」を「3万4,510円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「1万1,130円」を「1万1,620円」に改め、同号中ウをイとし、同号エ中「1万1,970円」を「1万1,690円」に改め、同号中エをウとし、同号に次のように加える。

エ 第2条第5項に規定する国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額  
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,050円

第19条第1項第2号ア中「1万1,350円」を「2万4,650円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「7,950円」を「8,300円」に改め、同号中ウをイとし、同号エ中「8,550円」を「8,350円」に改め、同号中エをウとし、同号に次のように加える。

エ 第2条第5項に規定する国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額  
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について750円

第19条第1項第3号ア中「4,540円」を「9,860円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「3,180円」を「3,320円」に改め、同号中ウをイとし、同号エ中「3,420円」を「3,340円」に改め、同号中エをウとし、同号に次のように加える。

エ 第2条第5項に規定する国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について300円  
第19条第2項第1号ア中「3,405円」を「7,395円」に改め、同号イ中  
「5,675円」を「1万2,325円」に改め、同号ウ中「9,080円」を「1  
万9,720円」に改め、同号エ中「1万1,350円」を「2万4,650円」に  
改め、同項第2号ア中「前項第1号ウ」を「前項第1号イ」に、「2,385円」を  
「2,490円」に改め、同号イ中「前項第2号ウ」を「前項第2号イ」に、  
「3,975円」を「4,150円」に改め、同号ウ中「前項第3号ウ」を「前項第  
3号イ」に、「6,360円」を「6,640円」に改め、同号エ中「7,950  
円」を「8,300円」に改め、同項に次の1号を加える。

（3）第2条第5項に規定する国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 次  
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 225円
- イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 375円
- ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 750円

第19条第3項に次の2号を加える。

（7）出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被  
保険者につき第7条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当  
該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（8）出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当  
該出産被保険者につき第7条の3の規定により算定した被保険者均等割額の12  
分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を  
乗じて得た額

附則第5項及び第6項並びに第8項から第15項までの規定中「第6条」の次に  
「、第7条の2」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の狭山市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の  
年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税につ  
いては、なお従前の例による。

令和8年2月20日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

国民健康保険の安定した財政運営を図るため、国民健康保険税の税率等を改定するとともに、地方税法の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金に係る規定を設ける等所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 議案第 11 号

### 狭山市中小企業融資条例の一部を改正する条例

狭山市中小企業融資条例（平成 19 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。  
第 4 条第 2 号エ及びオを削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にあっせんの申込み又は融資がされた改正前の第 4 条第 2 号に掲げる認証等取得資金融資及び近代化資金融資については、なお従前の例による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

狭山市長 小谷野 剛

#### 提案理由

中小企業者に対する融資について、認証等取得資金融資及び近代化資金融資を廃止したいので、この案を提出するものである。

## 議案第 12 号

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例（平成 18 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替円滑化法」を「マンション再生円滑化法」に改める。

第 3 条中「マンション建替円滑化法」を「マンション再生円滑化法」に改める。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除することができる。

(1) 次に掲げる建築物を建築しようとして、第 2 条及び第 3 条に規定する手数料を徴収する事務に係る申請（ア及びイに掲げる建築物にあつては、第 2 条に規定する事務に係る申請に限る。）をするとき。

ア 災害による滅失又は毀損のため、当該滅失又は毀損の日の翌日から 1 年以内に建築する建築物

イ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく土地区画整理事業又は国若しくは地方公共団体の行う道路若しくは河川の工事のため、新築し、増築し、改築し、又は移転しなければならない建築物

ウ 本市が建築主である建築物その他市長が特に必要と認める建築物

(2) 官公署がその職務上必要とするための申請（別表第 2 の 43 の項から 45 の項までに規定する事務に係る申請に限る。）をするとき。

(3) その他市長が特別の事由があると認めるとき。

第 5 条第 2 項中「前項」を「前項第 1 号」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項第 1 号及び前項」に改める。

別表第 2 の 42 の項中「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の 12 第 11 項」に改め、同表 42 の 2 の項中「第 137 条の 12 第 7 項」を「第 137 条の 12 第 12 項」に改め、同表 46 の項中「マンション建替円滑化法第 105 条第 1 項」を「マンション再生円滑化法第 163 条の 59 第 1 項」に、「の特例の」を「又は各部分の高さに関する特例の」に、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に、「建築されるマンションの容積率」を「建築されるマンション又は要除却等

認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さ」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条並びに別表第2の42の項及び42の2の項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和8年2月20日提出

狭山市長 小谷野 剛

#### 提案理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料に係る規定を改めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 13 号

狭山市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する  
条例

狭山市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 6 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 4 号中「第 2 条第 16 号」を「第 2 条第 18 号」に、「第 2 条第 18 号」を「第 2 条第 20 号」に、「第 24 条」を「第 27 条」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

|                  |  |
|------------------|--|
| フラワーヒル地区地区整備計画区域 | 都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示されたフラワーヒル地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 |
|------------------|--|

別表第 2 に次のように加える。

|                  |      |  |
|------------------|------|--|
| フラワーヒル地区地区整備計画区域 | A 地区 | <p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 1 戸建ての住宅</p> <p>(2) 長屋（住戸の数が 2 以下のものに限る。）</p> <p>(3) 延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 公益上必要な建築物で次に掲げるもの</p> <p>ア 郵便局（延べ面積が 500 平方メートル以内のものに限る。）</p> <p>イ 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物（延べ面積が 600 平方メートル以内のものに限る。）</p> <p>ウ 公園内の公衆便所又は休憩所</p> <p>エ 路線バスの停留所の上家</p> <p>オ 公衆電話所</p> <p>カ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物（同条第 2 項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）の設置に係る建築物</p> <p>(6) 近隣に居住する者の利用に供する建築物で次に掲げるもの</p> <p>ア 集会所</p> <p>イ 備蓄倉庫その他これに類するもの</p> |
|------------------|------|--|

|  |     |  |
|--|-----|--|
|  |     | <p>(7) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する建築物で次に掲げるもの</p> <p>ア 当該事業の事業者の利用に供する休憩所</p> <p>イ 駐輪場（路線バスを利用する者の利用に供する駐輪場に限る。）</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもので第一種低層住居専用地域内に建築することができるもの</p> |
|  | B地区 | 法別表第2（に）項に掲げる建築物   |

別表第5に次のように加える。

|                         |     |   |
|-------------------------|-----|---|
| <p>フラワーヒル地区地区整備計画区域</p> | A地区 | <p>150平方メートル。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) フラワーヒル地区地区計画の決定の際、現に建築物の敷地として使用されている土地でフラワーヒル地区地区整備計画に定める建築物の敷地面積の最低限度に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該地区整備計画に定める建築物の敷地面積の最低限度に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用するとき。</p> <p>(2) 前号に規定する土地に当該土地に隣接する土地の全部又は一部を加えて、その全部を一の敷地（150平方メートル未満の敷地に限る。）として使用するとき。</p> <p>(3) 土地の一部を道路等の公共施設として使用する場合において、土地の区画を変更することなく建築物の敷地として使用するとき。</p> <p>(4) 次に掲げる公益上必要な建築物の敷地として使用するとき。</p> <p>ア 郵便局</p> <p>イ 公園内の公衆便所又は休憩所</p> <p>ウ 路線バスの停留所の上家</p> <p>エ 公衆電話所</p> <p>オ ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物（同条第2項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）の設置に係る建築物</p> <p>(5) 近隣に居住する者の利用に供する備蓄倉庫その他これに類する建築物の敷地として使用するとき。</p> <p>(6) 次に掲げる道路運送法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する建築物の敷地として使用するとき。</p> <p>ア 当該事業の事業者の利用に供する休憩所</p> |
|-------------------------|-----|---|

|  |  |                                 |
|--|--|---------------------------------|
|  |  | イ 駐輪場（路線バスを利用する者の利用に供する駐輪場に限る。） |
|--|--|---------------------------------|

別表第7に次のように加える。

|                  |     |        |
|------------------|-----|--------|
| フラワーヒル地区地区整備計画区域 | A地区 | 10メートル |
|------------------|-----|--------|

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

令和8年2月20日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山都市計画地区計画の変更に伴い、フラワーヒル地区地区整備計画の区域内における健全な住環境を確保するため、当該区域内の建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第14号

狭山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

狭山市水道事業給水条例（平成10年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

|     |                  |                       |                                   |       |
|-----|------------------|-----------------------|-----------------------------------|-------|
| 一般用 | 13 ミリメートル        | 900 円                 | 20 立方メートルまでの分                     | 45 円  |
|     | 20 ミリメートル        | 1,200 円               |                                   |       |
|     | 25 ミリメートル        | 1,800 円               | 20 立方メートルを超え<br>40 立方メートルまでの分     | 115 円 |
|     | 30 ミリメートル        | 4,800 円               |                                   |       |
|     | 40 ミリメートル        | 7,600 円               | 40 立方メートルを超え<br>60 立方メートルまでの分     | 170 円 |
|     | 50 ミリメートル        | 22,000 円              |                                   |       |
|     | 75 ミリメートル        | 38,000 円              | 60 立方メートルを超え<br>100 立方メートルまでの分    | 215 円 |
|     | 100 ミリメートル       | 55,000 円              |                                   |       |
|     | 150 ミリメートル<br>以上 | 管理者が定める額              | 100 立方メートルを超え<br>1,000 立方メートルまでの分 | 270 円 |
|     |                  | 1,000 立方メートルを超<br>える分 | 320 円                             |       |

」

を

「

|     |                  |                       |                                       |       |
|-----|------------------|-----------------------|---------------------------------------|-------|
| 一般用 | 13 ミリメートル        | 2,088 円               | 20 立方メートルまでの分                         | 18 円  |
|     | 20 ミリメートル        | 2,778 円               |                                       |       |
|     | 25 ミリメートル        | 4,158 円               | 20 立方メートルを超え<br>40 立方メートルまでの分         | 133 円 |
|     | 30 ミリメートル        | 7,200 円               |                                       |       |
|     | 40 ミリメートル        | 11,400 円              |                                       |       |
|     | 50 ミリメートル        | 33,000 円              | 40 立方メートルを超え<br>60 立方メートルまでの分         | 194 円 |
|     | 75 ミリメートル        | 57,000 円              |                                       |       |
|     | 100 ミリメートル       | 82,500 円              | 60 立方メートルを超え<br>100 立方メートルまでの分        | 241 円 |
|     | 150 ミリメートル       | 178,920 円             |                                       |       |
|     | 200 ミリメートル       | 379,620 円             |                                       |       |
|     | 250 ミリメートル<br>以上 | 管理者が定<br>める額          | 100 立方メートルを超え<br>1,000 立方メートルまで<br>の分 | 281 円 |
|     |                  | 1,000 立方メートルを超<br>える分 | 323 円                                 |       |

」

に改める。

#### 附 則

- この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第 2 の規定は、令和 8 年 1 1 月 1 日以後の水道メーターの検針に係る水道料金（以下「料金」という。）について適用し、同日前の水道メーターの検針に係る料金については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して水道を使用している者の令和 8 年 1 1 月 1 日から同月 3 0 日までの間の水道メーターの検針に係る料金については、改正後の別表第 2 の規定による料金（以下「新料金」という。）の額から改正前の別表第 2 の規定による料金の額を差し引いた額の 2 分の 1 の額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額）を新料金の額から差し引いた額とする。

令和8年2月20日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

水道事業の健全な運営を図るため、水道料金を改定したいので、この案を提出するものである。

## 議案第15号

### 狭山市下水道条例の一部を改正する条例

狭山市下水道条例（昭和49年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2一般汚水の項中「1,200円」を「1,620円」に、「12円」を「6円」に、「85円」を「90円」に、「95円」を「100円」に、「120円」を「125円」に、「140円」を「144円」に、「170円」を「173円」に、「200円」を「202円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、令和8年11月1日以後に使用料の支払を受ける権利が確定する公共下水道の使用に係る使用料について適用し、同日前に使用料の支払を受ける権利が確定する公共下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続している公共下水道の使用で、令和8年11月1日から同月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、改正後の別表第2の規定による使用料（以下「新使用料」という。）の額から改正前の別表第2の規定による使用料の額を差し引いた額の2分の1の額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額）を新使用料の額から差し引いた額とする。

令和8年2月20日提出

狭山市長 小谷野 剛

### 提案理由

下水道事業の健全な運営を図るため、公共下水道の使用料の額を改定したいので、この案を提出するものである。

議案第16号

令和7年度狭山市一般会計補正予算（第7号）

補正予算別冊のとおり

令和8年2月20日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 令和7年度狭山市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度狭山市一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ339,240千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,486,168千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

| 款        | 項        |
|----------|----------|
| 12 地方交付税 |          |
|          | 1 地方交付税  |
| 16 国庫支出金 |          |
|          | 1 国庫負担金  |
|          | 2 国庫補助金  |
| 17 県支出金  |          |
|          | 1 県負担金   |
|          | 2 県補助金   |
| 19 寄附金   |          |
|          | 1 寄附金    |
| 20 繰入金   |          |
|          | 2 基金繰入金  |
| 22 諸収入   |          |
|          | 4 受託事業収入 |
|          | 6 雑入     |
| 23 市債    |          |
|          | 1 市債     |
| 歳入       | 合計       |

(単位：千円)

| 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|------------|---------|------------|
| 4,400,000  | 387,159 | 4,787,159  |
| 4,400,000  | 387,159 | 4,787,159  |
| 11,054,955 | 63,385  | 11,118,340 |
| 8,487,537  | 3,136   | 8,490,673  |
| 2,532,811  | 60,249  | 2,593,060  |
| 4,511,083  | △16,685 | 4,494,398  |
| 3,077,867  | △15,090 | 3,062,777  |
| 954,615    | △1,595  | 953,020    |
| 220,000    | 0       | 220,000    |
| 220,000    | 0       | 220,000    |
| 3,888,108  | △23,494 | 3,864,614  |
| 3,539,108  | △23,494 | 3,515,614  |
| 1,366,414  | △79,125 | 1,287,289  |
| 117,841    | 7,670   | 125,511    |
| 800,536    | △86,795 | 713,741    |
| 868,300    | 8,000   | 876,300    |
| 868,300    | 8,000   | 876,300    |
| 59,146,928 | 339,240 | 59,486,168 |

## 歳出

(単位：千円)

| 款        | 項           |
|----------|-------------|
| 1 議会費    |             |
|          | 1 議会費       |
| 2 総務費    |             |
|          | 1 総務管理費     |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 |
|          | 4 選挙費       |
| 3 民生費    |             |
|          | 1 社会福祉費     |
|          | 2 児童福祉費     |
|          | 3 生活保護費     |
| 4 衛生費    |             |
|          | 1 保健衛生費     |
| 6 農林水産業費 |             |
|          | 1 農業費       |
| 8 土木費    |             |
|          | 3 都市計画費     |
| 9 消防費    |             |
|          | 1 消防費       |
| 10 教育費   |             |
|          | 1 教育総務費     |
|          | 2 小学校費      |
|          | 3 中学校費      |
|          | 5 社会教育費     |
|          | 6 保健体育費     |
|          |             |
| 歳出       | 合計          |

| 補正前の額      | 補正額      | 計          |
|------------|----------|------------|
| 316,506    | △2,267   | 314,239    |
| 316,506    | △2,267   | 314,239    |
| 9,385,381  | 782,380  | 10,167,761 |
| 7,880,682  | 776,206  | 8,656,888  |
| 509,762    | 9,371    | 519,133    |
| 198,787    | △3,197   | 195,590    |
| 28,423,668 | △171,142 | 28,252,526 |
| 13,276,977 | △2,189   | 13,274,788 |
| 12,612,961 | △215,906 | 12,397,055 |
| 2,527,198  | 46,953   | 2,574,151  |
| 4,507,915  | △52,475  | 4,455,440  |
| 2,112,985  | △52,475  | 2,060,510  |
| 263,316    | △1,786   | 261,530    |
| 263,316    | △1,786   | 261,530    |
| 4,452,534  | △206,796 | 4,245,738  |
| 3,019,111  | △206,796 | 2,812,315  |
| 2,219,187  | 0        | 2,219,187  |
| 2,219,187  | 0        | 2,219,187  |
| 4,966,465  | △8,674   | 4,957,791  |
| 1,012,321  | 0        | 1,012,321  |
| 756,309    | 0        | 756,309    |
| 785,327    | 0        | 785,327    |
| 848,677    | △9,369   | 839,308    |
| 1,425,827  | 695      | 1,426,522  |
| 59,146,928 | 339,240  | 59,486,168 |

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

| 款      | 項           | 事業名                 | 金額      |
|--------|-------------|---------------------|---------|
| 2 総務費  | 1 総務管理費     | 物価高騰重点支援事業<br>(企画課) | 106,751 |
|        | 2 徴税費       | 市民税賦課事業             | 15,636  |
|        | 3 戸籍住民基本台帳費 | 戸籍管理事業              | 13,662  |
|        |             | 住民基本台帳管理事業          | 5,109   |
| 3 民生費  | 2 児童福祉費     | 児童手当支給事業            | 12,370  |
|        |             | 母子家庭等自立支援事業         | 12,370  |
| 4 衛生費  | 1 保健衛生費     | ふれあい健康センター管理事業      | 4,367   |
| 8 土木費  | 2 道路橋りょう費   | 水路改良事業              | 10,000  |
| 10 教育費 | 1 教育総務費     | 小中学校適正化推進事業         | 14,311  |

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

| 事項                   | 期間                 | 限度額   |
|----------------------|--------------------|-------|
| 民間事業者選定支援アドバイザー業務委託料 | 令和7年度から<br>令和8年度まで | 3,080 |

第4表 地方債補正

変更

(単位：千円)

| 起債の目的           | 区分  | 限度額    | 起債の方法              | 利率     | 償還の方法  |
|-----------------|-----|--------|--------------------|--------|--|
| 市庁舎設備等<br>改修事業費 | 補正前 | 54,000 | 普通貸借<br>又は<br>証券発行 | 4.0%以内 | 借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる |
|                 | 補正後 | 64,800 | 同上                 | 同上     | 同上   |
| 急患センター<br>改修事業費 | 補正前 | 30,000 | 同上                 | 同上     | 同上   |
|                 | 補正後 | 28,200 | 同上                 | 同上     | 同上   |
| 公民館改修事業費        | 補正前 | 18,000 | 同上                 | 同上     | 同上   |
|                 | 補正後 | 17,000 | 同上                 | 同上     | 同上   |

議案第 17 号

令和 7 年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

補正予算別冊のとおり

令和 8 年 2 月 20 日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 令和7年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度狭山市国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,998千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,869,201千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正  
歳入

| 款       | 項        |
|---------|----------|
| 2 国庫支出金 |          |
|         | 1 国庫補助金  |
| 5 繰入金   |          |
|         | 1 他会計繰入金 |
| 歳入      | 合計       |

(単位：千円)

| 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|------------|---------|------------|
| 43,473     | △11,616 | 31,857     |
| 43,473     | △11,616 | 31,857     |
| 1,215,403  | 58,614  | 1,274,017  |
| 1,176,403  | 58,614  | 1,235,017  |
| 14,822,203 | 46,998  | 14,869,201 |

## 歳出

| 款      | 項            |
|--------|--------------|
| 1 総務費  |              |
|        | 1 総務管理費      |
| 8 諸支出金 |              |
|        | 1 償還金及び還付加算金 |
| 歳出     | 合計           |

(単位：千円)

| 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|------------|---------|------------|
| 114,988    | △11,616 | 103,372    |
| 93,646     | △11,616 | 82,030     |
| 19,511     | 58,614  | 78,125     |
| 19,510     | 58,614  | 78,124     |
| 14,822,203 | 46,998  | 14,869,201 |

議案第18号

令和7年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

補正予算別冊のとおり

令和8年2月20日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 令和7年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度狭山市介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,861千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,435,567千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正  
歳入

| 款       | 項        |
|---------|----------|
| 2 国庫支出金 |          |
|         | 2 国庫補助金  |
| 6 繰入金   |          |
|         | 1 他会計繰入金 |
| 歳入      | 合計       |

(単位：千円)

| 補正前の額      | 補正額   | 計          |
|------------|-------|------------|
| 2,505,172  | 167   | 2,505,339  |
| 226,893    | 167   | 227,060    |
| 2,431,657  | 1,694 | 2,433,351  |
| 2,031,657  | 1,694 | 2,033,351  |
| 14,433,706 | 1,861 | 14,435,567 |

歳 出

| 款       | 項         |
|---------|-----------|
| 2 保険給付費 |           |
|         | 1 サービス給付費 |
| 4 基金積立金 |           |
|         | 1 基金積立金   |
| 歳 出 合 計 |           |

(単位：千円)

| 補正前の額      | 補正額   | 計          |
|------------|-------|------------|
| 13,002,493 | 167   | 13,002,660 |
| 11,960,459 | 167   | 11,960,626 |
| 519,262    | 1,694 | 520,956    |
| 519,262    | 1,694 | 520,956    |
| 14,433,706 | 1,861 | 14,435,567 |

議案第19号

令和7年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

補正予算別冊のとおり

令和8年2月20日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 令和7年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度狭山市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133,335千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,283,030千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正  
歳入

| 款            | 項            |
|--------------|--------------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |              |
|              | 1 後期高齢者医療保険料 |
| 2 繰入金        |              |
|              | 1 一般会計繰入金    |
| 歳入           | 合計           |

(単位：千円)

| 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-----------|---------|-----------|
| 2,625,461 | 153,454 | 2,778,915 |
| 2,625,461 | 153,454 | 2,778,915 |
| 490,075   | △20,119 | 469,956   |
| 490,075   | △20,119 | 469,956   |
| 3,149,695 | 133,335 | 3,283,030 |

歳出

| 款                | 項                |
|------------------|------------------|
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 |
| 歳出               | 合計               |

(単位：千円)

| 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-----------|---------|-----------|
| 3,068,844 | 133,335 | 3,202,179 |
| 3,068,844 | 133,335 | 3,202,179 |
| 3,149,695 | 133,335 | 3,283,030 |

議案第20号

令和8年度狭山市一般会計予算

予算別冊のとおり

令和8年2月20日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 令和8年度狭山市一般会計予算

令和8年度狭山市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,631,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

| 款                     | 項                                | 金額         |
|-----------------------|----------------------------------|------------|
| 1 市 税                 |                                  | 23,283,946 |
|                       | 1 市 民 税                          | 10,784,600 |
|                       | 2 固定資産税                          | 10,011,028 |
|                       | 3 軽自動車税                          | 386,950    |
|                       | 4 市たばこ税                          | 1,016,676  |
|                       | 5 都市計画税                          | 1,084,692  |
| 2 地方譲与税               |                                  | 309,000    |
|                       | 1 自動車重量譲与税                       | 229,000    |
|                       | 2 地方揮発油譲与税                       | 62,000     |
|                       | 3 森林環境譲与税                        | 18,000     |
| 3 利子割交付金              |                                  | 25,000     |
|                       | 1 利子割交付金                         | 25,000     |
| 4 配当割交付金              |                                  | 198,000    |
|                       | 1 配当割交付金                         | 198,000    |
| 5 株式等譲渡所得割交付金         |                                  | 343,000    |
|                       | 1 株式等譲渡所得割交付金                    | 343,000    |
| 6 法人事業税交付金            |                                  | 340,000    |
|                       | 1 法人事業税交付金                       | 340,000    |
| 7 地方消費税交付金            |                                  | 4,120,000  |
|                       | 1 地方消費税交付金                       | 4,120,000  |
| 8 ゴルフ場利用税交付金          |                                  | 28,000     |
|                       | 1 ゴルフ場利用税交付金                     | 28,000     |
| 9 環境性能割交付金            |                                  | 60,000     |
|                       | 1 環境性能割交付金                       | 60,000     |
| 10 国有提供施設等所在市町村助成交付金等 |                                  | 680,000    |
|                       | 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金等             | 680,000    |
| 11 地方特例交付金            |                                  | 161,202    |
|                       | 1 地方特例交付金                        | 160,000    |
|                       | 2 新型コロナウイルス感染症対策<br>地方税減取補填特別交付金 | 1,202      |
| 12 地方交付税              |                                  | 4,100,000  |
|                       | 1 地方交付税                          | 4,100,000  |
| 13 交通安全対策特別交付金        |                                  | 14,000     |
|                       | 1 交通安全対策特別交付金                    | 14,000     |

(単位：千円)

| 款           | 項             | 金額         |
|-------------|---------------|------------|
| 14 分担金及び負担金 |               | 187,847    |
|             | 1 負 担 金       | 187,847    |
| 15 使用料及び手数料 |               | 894,519    |
|             | 1 使 用 料       | 608,926    |
|             | 2 手 数 料       | 285,593    |
| 16 国庫支出金    |               | 9,675,739  |
|             | 1 国庫負担金       | 8,097,923  |
|             | 2 国庫補助金       | 1,537,198  |
|             | 3 国庫委託金       | 40,618     |
| 17 県支出金     |               | 4,683,469  |
|             | 1 県負担金        | 3,180,351  |
|             | 2 県補助金        | 1,216,440  |
|             | 3 県委託金        | 286,678    |
| 18 財産収入     |               | 306,688    |
|             | 1 財産運用収入      | 139,682    |
|             | 2 財産売払収入      | 167,006    |
| 19 寄 附 金    |               | 240,000    |
|             | 1 寄 附 金       | 240,000    |
| 20 繰 入 金    |               | 2,487,817  |
|             | 1 特別会計繰入金     | 75,662     |
|             | 2 基金繰入金       | 2,412,155  |
| 21 繰 越 金    |               | 600,000    |
|             | 1 繰 越 金       | 600,000    |
| 22 諸 収 入    |               | 849,373    |
|             | 1 延滞金、加算金及び過料 | 22,001     |
|             | 2 市預金利子       | 830        |
|             | 3 貸付金元利収入     | 264,275    |
|             | 4 受託事業収入      | 129,272    |
|             | 5 収益事業収入      | 80,000     |
|             | 6 雑 入         | 352,995    |
| 23 市 債      |               | 2,043,400  |
|             | 1 市 債         | 2,043,400  |
| 歳 入 合 計     |               | 55,631,000 |

| 歳 出      |             | (単位：千円)    |
|----------|-------------|------------|
| 款        | 項           | 金 額        |
| 1 議会費    |             | 318,733    |
|          | 1 議会費       | 318,733    |
| 2 総務費    |             | 6,323,801  |
|          | 1 総務管理費     | 5,114,247  |
|          | 2 徴税費       | 629,872    |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 443,667    |
|          | 4 選挙費       | 67,045     |
|          | 5 統計調査費     | 28,790     |
|          | 6 監査委員費     | 40,180     |
| 3 民生費    |             | 27,062,344 |
|          | 1 社会福祉費     | 12,946,910 |
|          | 2 児童福祉費     | 11,751,027 |
|          | 3 生活保護費     | 2,357,965  |
|          | 4 災害救助費     | 6,442      |
| 4 衛生費    |             | 4,744,728  |
|          | 1 保健衛生費     | 2,438,293  |
|          | 2 清掃費       | 2,306,435  |
| 5 労働費    |             | 18,554     |
|          | 1 労働諸費      | 18,554     |
| 6 農林水産業費 |             | 174,264    |
|          | 1 農業費       | 174,264    |
| 7 商工費    |             | 628,553    |
|          | 1 商工費       | 628,553    |
| 8 土木費    |             | 3,783,658  |
|          | 1 土木管理費     | 256,136    |
|          | 2 道路橋りょう費   | 1,258,691  |
|          | 3 都市計画費     | 2,022,504  |
|          | 4 住宅費       | 246,327    |
| 9 消防費    |             | 2,252,181  |
|          | 1 消防費       | 2,252,181  |
| 10 教育費   |             | 6,611,606  |
|          | 1 教育総務費     | 1,097,709  |
|          | 2 小学校費      | 1,118,497  |

| (単位：千円) |         |            |
|---------|---------|------------|
| 款       | 項       | 金 額        |
|         | 3 中学校費  | 1,645,027  |
|         | 4 幼稚園費  | 134,359    |
|         | 5 社会教育費 | 829,628    |
|         | 6 保健体育費 | 1,786,386  |
| 11 公債費  |         | 3,612,578  |
|         | 1 公債費   | 3,612,578  |
| 12 予備費  |         | 100,000    |
|         | 1 予備費   | 100,000    |
| 歳 出 合 計 |         | 55,631,000 |

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

| 事 項               | 期 間                   | 限 度 額   |
|-------------------|-----------------------|---------|
| 財務会計システム使用料       | 令和 8年度から<br>令和 13年度まで | 45,320  |
| 公共施設再編計画策定支援業務委託料 | 令和 8年度から<br>令和 9年度まで  | 13,200  |
| 窓口受付等業務委託料        | 令和 8年度から<br>令和 11年度まで | 96,088  |
| 県議会議員選挙事業費        | 令和 8年度から<br>令和 9年度まで  | 16,824  |
| 市議会議員選挙事業費        | 令和 8年度から<br>令和 9年度まで  | 27,162  |
| 保健センター改修事業費       | 令和 8年度から<br>令和 9年度まで  | 486,489 |
| 柏原中学校校舎空調設備改修事業費  | 令和 8年度から<br>令和 9年度まで  | 232,385 |

第3表 地方債

(単位：千円)

| 起債の目的                    | 限度額       | 起債の方法              | 利率              | 償還の方法  |
|--------------------------|-----------|--------------------|-----------------|--|
| 市庁舎設備等改修事業費              | 43,700    | 普通貸借<br>又は<br>証券発行 | 4.0%以内          | 借入先の融通条件による。<br>ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利借換えすることができる。 |
| 市民健康文化センター<br>管 理 事 業 費  | 22,300    | 同 上                | 同 上             | 同 上  |
| 災害援護資金貸付事業費              | 3,500     | 普通貸借               | 延滞の場合を<br>除き無利子 | 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき埼玉県が定めた融通条件による。                  |
| 保健センター改修事業費              | 186,300   | 普通貸借<br>又は<br>証券発行 | 4.0%以内          | 借入先の融通条件による。<br>ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利借換えすることができる。 |
| 道 路 修 繕 事 業 費            | 143,500   | 同 上                | 同 上             | 同 上  |
| 道 路 改 良 事 業 費            | 108,900   | 同 上                | 同 上             | 同 上  |
| 水 路 改 良 事 業 費            | 91,800    | 同 上                | 同 上             | 同 上  |
| 狭山市駅加佐志線<br>整 備 事 業 費    | 129,400   | 同 上                | 同 上             | 同 上  |
| 入間川入曽線整備事業費              | 141,000   | 同 上                | 同 上             | 同 上  |
| 非常備消防機械施設等<br>整 備 事 業 費  | 6,900     | 同 上                | 同 上             | 同 上  |
| 防災設備整備事業費                | 16,900    | 同 上                | 同 上             | 同 上  |
| 小学校校舎等改修事業費              | 244,400   | 同 上                | 同 上             | 同 上  |
| 小学校トイレ改修事業費              | 15,000    | 同 上                | 同 上             | 同 上  |
| 中学校校舎空調設備<br>改 修 事 業 費   | 168,300   | 同 上                | 同 上             | 同 上  |
| 中学校体育館空調設備等<br>整 備 事 業 費 | 703,500   | 同 上                | 同 上             | 同 上  |
| 公民館改修事業費                 | 18,000    | 同 上                | 同 上             | 同 上  |
| 計                        | 2,043,400 |                    |                 |  |

議案第 21 号

令和 8 年度狭山市国民健康保険特別会計予算

予算別冊のとおり

令和 8 年 2 月 20 日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 令和8年度狭山市国民健康保険特別会計予算

令和8年度狭山市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,595,181千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、650,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

## 別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

| 款         | 項             | 金 額        |
|-----------|---------------|------------|
| 1 国民健康保険税 |               | 3,425,463  |
|           | 1 国民健康保険税     | 3,425,463  |
| 2 国庫支出金   |               | 100        |
|           | 1 国庫補助金       | 100        |
| 3 県支出金    |               | 10,134,095 |
|           | 1 県補助金        | 10,134,095 |
| 4 財産収入    |               | 110        |
|           | 1 財産運用収入      | 110        |
| 5 繰入金     |               | 982,919    |
|           | 1 他会計繰入金      | 982,918    |
|           | 2 基金繰入金       | 1          |
| 6 繰越金     |               | 1          |
|           | 1 繰越金         | 1          |
| 7 諸収入     |               | 52,493     |
|           | 1 延滞金、加算金及び過料 | 40,000     |
|           | 2 市預金利子       | 1          |
|           | 3 貸付金元利収入     | 491        |
|           | 4 雑 入         | 12,001     |
| 歳 入       | 合 計           | 14,595,181 |

## 歳 出

(単位：千円)

| 款              | 項               | 金 額        |
|----------------|-----------------|------------|
| 1 総務費          |                 | 87,197     |
|                | 1 総務管理費         | 65,092     |
|                | 2 徴 税 費         | 21,479     |
|                | 3 運営協議会費        | 135        |
|                | 4 高額療養費貸付金      | 100        |
|                | 5 出産費資金貸付金      | 391        |
| 2 保険給付費        |                 | 10,062,056 |
|                | 1 療養諸費          | 8,694,030  |
|                | 2 高額療養費         | 1,318,810  |
|                | 3 移 送 費         | 200        |
|                | 4 出産育児諸費        | 37,516     |
|                | 5 葬祭諸費          | 11,500     |
| 3 国民健康保険事業費納付金 |                 | 4,211,029  |
|                | 1 医療給付費分        | 2,854,639  |
|                | 2 後期高齢者支援金等分    | 941,583    |
|                | 3 介護納付金分        | 330,324    |
|                | 4 子ども・子育て支援納付金分 | 84,483     |
| 4 保健事業費        |                 | 202,785    |
|                | 1 保健事業費         | 202,785    |
| 5 基金積立金        |                 | 111        |
|                | 1 基金積立金         | 111        |
| 6 公 債 費        |                 | 1          |
|                | 1 一般公債費         | 1          |
| 7 諸支出金         |                 | 22,002     |
|                | 1 償還金及び還付加算金    | 22,001     |
|                | 2 繰 出 金         | 1          |
| 8 予 備 費        |                 | 10,000     |
|                | 1 予 備 費         | 10,000     |
| 歳 出            | 合 計             | 14,595,181 |

議案第 22 号

令和 8 年度狭山市介護保険特別会計予算

予算別冊のとおり

令和 8 年 2 月 20 日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 令和8年度狭山市介護保険特別会計予算

令和8年度狭山市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,097,882千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,142,200千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

## 別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

| 款         | 項             | 金 額        |
|-----------|---------------|------------|
| 1 保 険 料   |               | 3,176,991  |
|           | 1 介護保険料       | 3,176,991  |
| 2 国庫支出金   |               | 2,671,181  |
|           | 1 国庫負担金       | 2,347,281  |
|           | 2 国庫補助金       | 323,900    |
| 3 県支出金    |               | 2,033,105  |
|           | 1 県負担金        | 1,978,141  |
|           | 2 県補助金        | 54,964     |
| 4 支払基金交付金 |               | 3,683,957  |
|           | 1 支払基金交付金     | 3,683,957  |
| 5 財産収入    |               | 400        |
|           | 1 財産運用収入      | 400        |
| 6 繰 入 金   |               | 2,531,942  |
|           | 1 他会計繰入金      | 2,081,942  |
|           | 2 基金繰入金       | 450,000    |
| 7 繰 越 金   |               | 1          |
|           | 1 繰 越 金       | 1          |
| 8 諸 収 入   |               | 305        |
|           | 1 延滞金、加算金及び過料 | 2          |
|           | 2 市預金利子       | 1          |
|           | 3 貸付金元利収入     | 300        |
|           | 4 雑 入         | 2          |
| 歳 入       | 合 計           | 14,097,882 |

## 歳 出

(単位：千円)

| 款         | 項                | 金 額        |
|-----------|------------------|------------|
| 1 総務費     |                  | 234,208    |
|           | 1 総務管理費          | 72,521     |
|           | 2 徴収費            | 6,200      |
|           | 3 介護認定審査会費       | 155,487    |
| 2 保険給付費   |                  | 13,383,217 |
|           | 1 サービス給付費        | 12,301,803 |
|           | 2 審査支払手数料        | 11,326     |
|           | 3 高額介護サービス等費     | 446,396    |
|           | 4 高額医療合算介護サービス等費 | 65,245     |
|           | 5 市町村特別給付費       | 74,228     |
|           | 6 特定入所者介護サービス等費  | 484,219    |
| 3 地域支援事業費 |                  | 398,233    |
|           | 1 サービス・活動事業費     | 294,444    |
|           | 2 一般介護予防事業費      | 26,972     |
|           | 3 包括的支援事業・任意事業費  | 76,817     |
| 4 基金積立金   |                  | 400        |
|           | 1 基金積立金          | 400        |
| 5 公債費     |                  | 1,761      |
|           | 1 公債費            | 1,761      |
| 6 諸支出金    |                  | 80,063     |
|           | 1 償還金及び還付加算金     | 4,103      |
|           | 2 繰出金            | 75,660     |
|           | 3 高額介護サービス費貸付金   | 300        |
| 歳 出       | 合 計              | 14,097,882 |

議案第 23 号

令和 8 年度狭山市後期高齢者医療特別会計予算

予算別冊のとおり

令和 8 年 2 月 20 日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 令和8年度狭山市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度狭山市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,562,092千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

## 別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

| 款            | 項             | 金 額       |
|--------------|---------------|-----------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |               | 2,970,890 |
|              | 1 後期高齢者医療保険料  | 2,970,890 |
| 2 繰入金        |               | 583,812   |
|              | 1 一般会計繰入金     | 583,812   |
| 3 繰越金        |               | 1         |
|              | 1 繰越金         | 1         |
| 4 諸収入        |               | 7,389     |
|              | 1 延滞金、加算金及び過料 | 151       |
|              | 2 償還金及び還付加算金  | 7,236     |
|              | 3 預金利子        | 1         |
|              | 4 雑 入         | 1         |
| 歳 入          | 合 計           | 3,562,092 |

## 歳 出

(単位：千円)

| 款                | 項                | 金 額       |
|------------------|------------------|-----------|
| 1 総務費            |                  | 89,072    |
|                  | 1 総務管理費          | 79,331    |
|                  | 2 徴収費            | 9,741     |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 3,460,783 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 3,460,783 |
| 3 諸支出金           |                  | 7,237     |
|                  | 1 償還金及び還付加算金     | 7,236     |
|                  | 2 繰出金            | 1         |
| 4 予備費            |                  | 5,000     |
|                  | 1 予備費            | 5,000     |
| 歳 出              | 合 計              | 3,562,092 |

議案第 24 号

令和 8 年度狭山市水道事業会計予算

予算別冊のとおり

令和 8 年 2 月 20 日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 令和 8 年度狭山市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度狭山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|               |  |                           |
|---------------|--|---------------------------|
| (1) 給水戸数      |  | 73,600 戸                  |
| (2) 年間総給水量    |  | 17,110,000 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均給水量   |  | 46,877 m <sup>3</sup>     |
| (4) 主要な建設改良事業 |  |                           |
| ① 浄配水施設更新事業   |  | 433,166 千円                |
| ② 老朽管更新事業     |  | 1,094,214 千円              |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|              | 収 | 入            |
|--------------|---|--------------|
| 第 1 款 水道事業収益 |   | 3,655,977 千円 |
| 第 1 項 営業収益   |   | 3,059,481 千円 |
| 第 2 項 営業外収益  |   | 596,495 千円   |
| 第 3 項 特別利益   |   | 1 千円         |

|              | 支 | 出            |
|--------------|---|--------------|
| 第 1 款 水道事業費用 |   | 3,402,991 千円 |
| 第 1 項 営業費用   |   | 3,356,526 千円 |
| 第 2 項 営業外費用  |   | 44,120 千円    |
| 第 3 項 特別損失   |   | 1,345 千円     |
| 第 4 項 予備費    |   | 1,000 千円     |

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,515,012 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 88,271 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,262,455 千円、減債積立金 164,286 千円で補てんするものとする。）。

|                | 収 | 入          |
|----------------|---|------------|
| 第 1 款 資本的収入    |   | 538,209 千円 |
| 第 1 項 企業債      |   | 300,000 千円 |
| 第 2 項 負担金      |   | 12,474 千円  |
| 第 3 項 工事寄附金    |   | 171,160 千円 |
| 第 4 項 水道利用加入金  |   | 43,682 千円  |
| 第 5 項 設計管理料    |   | 10,892 千円  |
| 第 6 項 固定資産売却代金 |   | 1 千円       |

|             | 支 | 出            |
|-------------|---|--------------|
| 第 1 款 資本的支出 |   | 2,053,221 千円 |

第1項 建設改良費 1, 888, 935千円

第2項 企業債償還金 164, 286千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項              | 期 間                 | 限 度 額          |
|------------------|---------------------|----------------|
| 料金徴収業務等業務委託事業費   | 令和8年度から<br>令和13年度まで | 千円<br>902, 550 |
| 浄配水施設建物附属設備更新事業費 | 令和8年度から<br>令和12年度まで | 19, 652        |
| 柏原浄水場濃縮槽等更新事業費   | 令和8年度から<br>令和9年度まで  | 266, 400       |
| 笹井配水場電気計装設備更新事業費 | 令和8年度から<br>令和9年度まで  | 293, 070       |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額          | 起 債 の 方 法          | 利 率          | 償 還 の 方 法  |
|-----------|----------------|--------------------|--------------|--|
| 施設改良事業費   | 千円<br>300, 000 | 普通貸借<br>又は<br>証券発行 | 4. 0%<br>以 内 | 借入先の融通条件<br>による。ただし、<br>財政の都合により<br>据置期間を短縮<br>し、若しくは繰上<br>償還し、又は低利<br>に借換えすること<br>ができる。 |
| 計         | 300, 000       |                    |              |  |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 職員給与費277, 513千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第10条 水道使用者の負担軽減のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、213, 516千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、54, 547千円と定める。

議案第 25 号

令和 8 年度狭山市下水道事業会計予算

予算別冊のとおり

令和 8 年 2 月 20 日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 令和8年度狭山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度狭山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (1) 水洗化戸数     | 60,858戸                  |
| (2) 年間総排水量    | 18,570,000m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均排水量   | 50,877m <sup>3</sup>     |
| (4) 主要な建設改良事業 |                          |
| ① 汚水管渠改良事業    | 356,876千円                |
| ② 雨水管渠改良事業    | 187,584千円                |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|             | 収 | 入           |
|-------------|---|-------------|
| 第1款 下水道事業収益 |   | 3,379,633千円 |
| 第1項 営業収益    |   | 2,199,590千円 |
| 第2項 営業外収益   |   | 1,180,042千円 |
| 第3項 特別利益    |   | 1千円         |

|             | 支 | 出           |
|-------------|---|-------------|
| 第1款 下水道事業費用 |   | 3,404,791千円 |
| 第1項 営業費用    |   | 3,226,137千円 |
| 第2項 営業外費用   |   | 177,154千円   |
| 第3項 特別損失    |   | 500千円       |
| 第4項 予備費     |   | 1,000千円     |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,566,012千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額58,542千円、過年度分損益勘定留保資金1,170,174千円、減債積立金337,296千円で補てんするものとする。)

|                | 収 | 入         |
|----------------|---|-----------|
| 第1款 資本的収入      |   | 513,398千円 |
| 第1項 企業債        |   | 389,800千円 |
| 第2項 他会計負担金     |   | 42,253千円  |
| 第3項 国庫補助金      |   | 59,150千円  |
| 第4項 工事負担金及び分担金 |   | 1,195千円   |
| 第5項 寄附金        |   | 21,000千円  |

支 出

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 第1款 資本的支出           | 2,079,410千円 |
| 第1項 建設改良費           | 1,384,731千円 |
| 第2項 企業債償還金<br>(企業債) | 694,679千円   |

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的      | 限度額           | 起債の方法              | 利率         | 償還の方法  |
|------------|---------------|--------------------|------------|--|
| 下水道整備事業費   | 千円<br>189,500 | 普通貸借<br>又は<br>証券発行 | 4.0%<br>以内 | 借入先の融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。 |
| 流域下水道整備事業費 | 200,300       | 同上                 | 同上         | 同上   |
| 計          | 389,800       |                    |            |  |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費230,492千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、135,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、14,840千円と定める。

## 議案第26号

西武鉄道新宿線入曽駅における東西自由通路等の整備及び橋上駅舎化に伴う鉄道施設の改良工事に関する施行協定の変更協定の締結について

下記のとおり変更協定を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

### 記

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 協定の目的      | 西武鉄道新宿線入曽駅における東西自由通路等の整備及び橋上駅舎化に伴う鉄道施設の改良工事      |
| 2 変更協定金額     | 4,340,000,000円                                   |
| 3 今回の変更による減額 | 203,400,000円                                     |
| 4 協定の相手方     | 埼玉県所沢市くすのき台1丁目11番地の1<br>西武鉄道株式会社<br>取締役社長 小川 周一郎 |

令和8年2月20日提出

狭山市長 小谷野 剛

### 提案理由

西武鉄道新宿線入曽駅における東西自由通路等の整備及び橋上駅舎化に伴う鉄道施設の改良工事に関する施行協定について、協定金額を変更したいので、条例の定めるところにより、この案を提出するものである。

議案第 27 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

| 路 線 名          | 起 点                        | 重要な経過地 |
|----------------|----------------------------|--------|
|                | 終 点                        |        |
| F 第 1 2 6 8 号線 | 狭山市大字笹井字八木前 2 9 2 4 番 1 地先 |        |
|                | 狭山市大字笹井字西八木 2 8 3 0 番 1 地先 |        |

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

管理移管される国道 299 号の一部区間について、県との協議が整ったことから、市道に認定したいので、この案を提出するものである。

議案第 28 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

| 路 線 名       | 起 点                    | 重要な経過地 |
|-------------|------------------------|--------|
|             | 終 点                    |        |
| G 第 6 6 号 線 | 狭山市新狭山二丁目 1 7 番 4 3 地先 |        |
|             | 狭山市新狭山二丁目 1 7 番 4 2 地先 |        |

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

開発行為により新設された路線を市道に認定したいので、この案を提出するものである。